



Japan Society for Tobacco Control

日本禁煙学会

<http://www.jstc.or.jp/> E-mail desk@nosmoke55.jp
〒162-0063 東京都新宿区市谷薬王寺町 30-5-201
Tel 03-5360-8233 FAX 03-5360-6736

受動喫煙防止に関わってこられた歴代の厚生労働大臣ならびに議員各位へ

受動喫煙防止に関わってこられた歴代の知事ならびに地方議員各位へ

受動喫煙防止に関わってこられた中央省庁・地方行政職員各位へ

受動喫煙防止法・条例に関わったすべての人へ

**祝 2019年（令和元年）7月1日からの
改正健康増進法による第一種施設の屋内禁煙に感謝し
ます — 国民の命と健康が救われます —**

2019年7月1日

一般社団法人 日本禁煙学会 会員一同

2019年7月1日から、学校・園・大学、医院・病院、行政機関などの第一種施設における屋内禁煙の義務づけが始まります。

受動喫煙の危害から、国民の85%にあたる非喫煙者の健康が守られ、命が救われる大きな節目の法律施行に感謝します。

- ・子どもたちが、無煙環境のなかで育っていくことが期待できる
- ・健康を害する第一の商品であるタバコが医療現場からほぼ消える
- ・受動喫煙の無い公務職場等で働く多くの人の健康が損なわれないようになる

- ・吸える場所の狭まりにより、喫煙者の多くの禁煙へのきっかけになりうる
- ・来年4月1日から原則屋内禁煙となる第二種施設の全面禁煙の広がりを促がす
(第二種施設の裁判所が全て敷地内禁煙となる事例のように) など

日本でタバコ対策が進み始めて半世紀近くが経ち、健康増進法で受動喫煙防止の努力義務が定められて17年にして、タバコ族議員やタバコ業界の妨害などもあり、全面的な禁煙には至らなかったものの、今ようやく第一種施設の屋内禁煙が実施され、さらに来年4月1日からは第二種施設が原則屋内禁煙となります。

このことは、日本の歴史に残る画期的なことです。「令和元年＝受動喫煙防止元年」として記憶されていくことになるでしょう。どこでもタバコを吸うことが放任されていた半世紀を経て、多くの屋内でタバコを吸うことが許されなくなって、多くの国民がタバコの煙に煩わされない、心おきなく美味しい空気を吸える日本に一步近づこうとしています。これまで見ることのできなかつた、そのような世が皆の周りに今現れようとしています。

東京都受動喫煙防止条例など各地の条例施行もあいまって、来年4月1日から施行される第二種施設の原則屋内禁煙での「喫煙専用室」、「特定たばこ専用喫煙室」、及び経過措置としての「喫煙可の小規模飲食店」を、多くの非喫煙者も従業員も避けることになるでしょう。新幹線に喫煙車両が消えていったのと同じように、喫煙可の飲食店や施設は次第に人が寄りつかなくなり、消えて行くことでしょう。

タバコ族議員やタバコ業界がどんなに妨害しても、加熱式など新型タバコを含め、有害

物を含むタバコから、そして受動喫煙から、国民の大半が離れて行くのは止まらないでしよう。

世界各国の国際社会とともに、私たちとともに、そのような日本が実現し、タバコのない受動喫煙ゼロの社会に向け、努力してまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

喫煙所に対する日本禁煙学会の考え方。

<http://www.jstc.or.jp/uploads/uploads/files/essay/20181222.pdf>